

令和5年3月28日
関東運輸局

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分について

関東運輸局では、下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、死亡事故を引き起こしたことを端緒として特別監査を実施しました。その結果、令和5年3月28日付けで自動車等の使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等の年月日

令和5年3月28日

2. 事業者の氏名（又は名称）及び所在地等

事業者名：株式会社 美杉観光バス（法人番号：2030001089912）

《所在地：埼玉県飯能市美杉台6丁目1番地の15》

代表者：吉田 典弘

営業所：本社営業所（配置車両数：19両）

《所在地：埼玉県飯能市美杉台4丁目9番地3》

3. 行政処分等の内容

自動車等の使用停止処分 440日車（8両×27日間、8両×28日間）

4. 監査端緒

令和4年10月13日、静岡県小山町の県道（通称：ふじあざみライン）において、貸切バスが横転し、乗員・乗客のうち1名が死亡、10名が重傷、18名が軽傷を負った事故

5. 違反行為の概要

令和4年10月13日、同年10月20日、同年11月11日及び同年11月18日に当該事業者に対する監査を実施したところ、別紙のとおり法令違反が認められたもの

6. 違反点数及び累積点数

当該行政処分により当該営業所に付された違反点数：44点

当該事業者の累積点数：44点

【問い合わせ先】

関東運輸局自動車運送事業安全監理室 成松、黒崎

電話：045-211-7271（直通） FAX：045-201-8804

（配布先）横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、関東運輸局記者会〔ハイタク等専門紙〕

| 違反事実 (適用条項) | |
|----------------|---|
| 1 | 運賃料金変更事前届出違反 (道路運送法第9条の2第1項) |
| 2 | 運送引受書の交付義務違反 ・【記載事項の不備】 (旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項) |
| 3 | 乗務時間等告示の遵守違反 ・【各事項の未遵守計6件以上15件以下】 (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項) |
| 4 | 点呼の実施及び記録義務違反 ・【未実施】・【記載事項の不備】 (旅客自動車運送事業運輸規則第24条) |
| 5 | 点呼の記録義務違反 ・【記録の改ざん・不実記載】 (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項) |
| 6 | 乗務等の記録義務違反 ・【記録事項の不備】 (旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項) |
| 7 | 乗務等の記録義務違反 ・【記録の改ざん・不実記載】 (旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項) |
| 8 | 運行指示書の作成等義務違反 ・【記載事項等の不備】 (旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項) |
| 9 | 乗務員台帳の作成、備付け義務違反 ・【記載事項等の不備】 (旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項) |
| 10 | 運転者に対する指導監督義務違反 ・【一部不適切(実施1/2以上2/3未満)】 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) |
| 11 | 運転者に対する特別な指導義務違反 ・【一部不適切(実施1/2以上)】 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項) |
| 12 | 適性診断受診義務違反 ・【受診なし1名】 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項) |
| 13 | 運行管理者の指導監督義務違反(指導監督不適切) (旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3) |
| 14 | 自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 ・【未届出】 (道路運送法第29条) |